医　感　号　外
令和６年10月８日

一般社団法人静岡県医師会会長　様
一般社団法人静岡県歯科医師会会長　様
公益社団法人静岡県薬剤師会会長　様
一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会会長　様
一般社団法人静岡県助産師会会長　様

静岡県健康福祉部医療局
感染症対策課長

厚生労働省からの個人防護具の配布について（情報提供依頼）

日頃より、本県の感染症対策につきまして、御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和６年10月３日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課発事務連絡にもとづいて、国が備蓄している個人防護具の配布希望を、下記のとおり電子申請システムにより取りまとめることといたしました。

つきましては、貴会会員への情報提供について、御配慮願います。

記

配布対象施設等	病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局 訪問看護事業所、高齢者・障害者福祉施設等	
配布される個人防護具 配布予定期間 （令和６年12月～令和７年３月頃）	・N95マスク（DS2マスク等含む） ・アイソレーションガウン ・プラスチックガウン ・サージカルガウン ・非滅菌手袋 銘柄・材質・サイズ等指定不可	
配布申込み方法	静岡県電子申請システムへの入力 申請提出後の数量変更などには応じられません 電話・FAX・電子メールによる申込みには対応できません	
	https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13740	
配布申込み期限	令和６年10月25日（金）午後11時59分	
留意事項	・配布物資は、使用推奨期限が令和７年度中に切れるもの。 ・配布された物資は、当該施設が自ら使用すること。 ・希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関へ優先的に配布する。	

担　当　感染症対策課　渡井
電話番号　０５４－２２１－２４０２

事　務　連　絡
令和６年 10 月３日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

個人防護具の配布の実施について

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）、フェイスシールド（ゴーグル等を含む。）及び非滅菌手袋（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

国においてはこれまで、個人防護具の配布を実施しており、令和５年６月 30 日付け事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」等により都道府県に周知したところです。

令和６年度においても、個人防護具の配布を、下記のとおり実施することとしました。都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

１　配布の内容について

○　配布においては、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン（※）及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。

（※）ガウンについては、「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。

○　配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

○　配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設につきましては、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご留意ください。

また、自治体自体の希望につきましては、自治体以外の配布対象施設の希望数量が上限に達しない場合に配布対象といたします。

○　各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が令和７年度中に切れるものとなります。

○　今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

（１）使用用途

・　配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

（２）転売禁止のための実効性の担保

・　転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※　なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

２　配布の手続について

○　都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量をとりまとめ、「別紙」の様式１、２及び３に配布先の所在地や希望する個人防護具の数などの必要情報を記入の上、令和６年 11 月１日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）

○　個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において今後必要となる数のご登録をお願いします。

○　配布対象施設への個人防護具の配布については、配布数等を整理して令和６年 12 月を目途に順次配布を開始し、令和７年３月頃を目処に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

○　本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご留意いただきますようお願いします。

担当者連絡先　医療用物資等確保対策推進室
TEL：　03-5253-1111(内線8273, 8209)
03-3595-3454(直通)

＜（簡単です）電子申請システム操作方法＞

※画面イメージは実際の画面と少し異なります（テスト環境で作成しているため）

1　新規入力

画面	説明
	①ＵＲＬやＱＲコードから、パソコンやスマホで、「手続き申込」の画面を開く。 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックする。
	②「手続き説明」の画面が開くので、「同意する」をクリックする。
	③「申込」の画面が開くので、必要事項を全て入力して、「確認へ進む」をクリックする。 ※必須項目の未入力箇所等がある場合には、再度入力する。
	④「申込確認」の画面が開くので、内容を確認し、問題なければ「申込む」をクリックする。
	⑤「整理番号・パスワードをメモなどに・・・」というメッセージが表示されるので、「ＯＫ」をクリックする。
	⑥「申込完了」の画面が表示されるので、「一覧へ戻る」をクリックする。 →　終了です。画面を閉じていただいて結構です。 （入力したメールアドレスに、メールが届いています。）

2　入力内容の照会・訂正

	①「手続き申込」の画面で「申込内容照会」のメニューを開く。
	②「申込内容照会」の画面が開くので、新規申請を登録した際にメールで通知された「整理番号・パスワード」を入力し、「照会する」をクリックする。
	③「申込詳細」の画面が開くので、「再申込する」をクリックする。
	１　新規入力　の②以下を参考に入力を進めてください。

以上

医　感　号　外
令和６年10月８日

医療措置協定締結医療機関　管理者　様

静岡県健康福祉部医療局
感染症対策課長

厚生労働省からの個人防護具の配布について（情報提供）

日頃より、本県の感染症対策につきまして、御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和６年10月３日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課発事務連絡にもとづいて、国が備蓄している個人防護具の配布希望を、下記のとおり取りまとめることといたしました。

つきましては、配布を希望する場合には電子申請システムによりお申し込みください。

記

配布対象施設等	病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局 訪問看護事業所、高齢者・障害者福祉施設等	
配布される個人防護具 配布予定期間 （令和６年12月～令和７年３月頃）	・N95マスク（DS2マスク等含む） ・アイソレーションガウン ・プラスチックガウン ・サージカルガウン ・非滅菌手袋 銘柄・材質・サイズ等指定不可	
配布申込み方法	静岡県電子申請システムへの入力 申請提出後の数量変更などには応じられません 電話・FAX・電子ﾒｰﾙによる申込みには対応できません	
	https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13740	
配布申込み期限	令和６年10月25日（金）午後11時59分	
留意事項	・配布物資は、使用推奨期限が令和７年度中に切れるもの。 ・配布された物資は、当該施設が自ら使用すること。 ・希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関へ優先的に配布する。	

担　　当　感染症対策課　渡井
電話番号　０５４－２２１－２４０２